

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第11号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員退職手当支給条例(昭和22年鳥取市告示第56号)の一部を次のとおり改正する。

第1条第1項中「臨時的任用職員(同法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年鳥取市条例第17号)第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。次項において同じ。)並びに」を削り、「育児休業法第18条」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 地方公務員法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員
- (4) 育児休業法第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員のうち、常時勤務に服することを要する職員の代替職員として任用された者

第1条第2項中「臨時的任用職員並びに」を削る。

第14条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（鳥取市職員定数条例の一部改正）

第2条 鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「常時勤務する」を「おいて常時勤務を要する職を占める」に、「地方公務員（臨時の職員）」を「職員（臨時の職に任用された職員）」に改める。

（鳥取市職員給与条例の一部改正）

第3条 鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成3年鳥取市条例第1号）」を「、鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成3年鳥取市条例第1号）及び鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取市条例第10号）」に改める。

第19条第4項及び第22条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条の5第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第22条の7第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

(鳥取市職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市職員の分限に関する条例(昭和26年鳥取市条例第59号)の一部を次のとおり改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条第2項中「又は鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成3年鳥取市条例第1号)」を「、鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成3年鳥取市条例第1号)又は鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年鳥取市条例第10号)」に改める。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年鳥取市条例第60号)の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年鳥取市条例第10号)第20条で定める基本報酬の額)」を加える。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年鳥取市条例第4号)の一部を次のとおり改正する。

別表中地区公民館長の項及び交通安全指導員の項を削る。

(鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市職員の福祉制度に関する条例（昭和36年鳥取市条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員及び臨時的任用職員（同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員）を除く。

（鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの及び同法第22条の2第1項に規定するもの」に改める。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第22条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常勤職員の給与）」を付し、同条を次のように改める。

第22条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、給料の調整額、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、

宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第5条、第5条の4、第6条の2、第13条の2及び第15条の規定は適用しない。

3 フルタイム会計年度任用職員についての第17条第2項及び第19条の規定の適用については、第17条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、第19条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

第23条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「短時間会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、給料の調整額、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 短時間会計年度任用職員には、第4条、第5条、第5条の4、第6条の2、第13条の2、第15条及び第16条の規定は適用しない。

3 短時間会計年度任用職員についての第17条第2項及び第19条の規定の適用については、第17条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、第19条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。

第24条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 職員等の旅費に関する条例（昭和46年鳥取市条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第3項中「第16条第2号及び第5号」を「第16条第1号及び第4号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改

正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取市条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成3年鳥取市条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

第12条及び第13条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第12条 鳥取市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取市条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条第1項中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第13条 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鳥取市条例第5号）の一部を次のとおり改正する。

第8条の3第2項中「（明治29年法律第89号）」及び「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第12条第1項第1号中「及び任期付短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第18条中「第22条」を「第22条の3第4項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第14条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取市条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第3項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（鳥取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第15条 鳥取市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取市条例第5号）の一部を次のとおり改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員」を加える。

（条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例）

第16条 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例（平成25年鳥取市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取市職員退職手当支給条例第14条第1項第2号の改正規定、第3条中鳥取市職員給与条例第19条第4項、第22条の4第1項、第22条の5第2号及び第22条の7第1項の改正規定、第4条中鳥取市職員の分限に関する条例第7条第1項の改正規定、第8条中鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条、第15条及び第16条第2項第2号の改正規定、第9条並びに第11条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市職員退職手当支給条例第1条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。